

船舶事故調査報告書

令和3年4月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆																												
発生日時	令和元年12月31日 11時45分ごろ																												
発生場所	神奈川県横須賀市伊勢山埼北東方沖 横須賀港走水防波堤灯台から真方位062°500m付近 (概位 北緯35°15.9 東経139°44.3)																												
事故の概要	ミニボート（船名なし）は航行中、波を船首方から受け、海水が船内に流入して転覆し、同乗者が死亡した。																												
事故調査の経過	令和2年2月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。																												
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし） 総トン数なし なし、個人所有 3m未満、FRP ガソリン機関（船外機） 1.5kW未満、不明																												
乗組員等に関する情報	操縦者 78歳 操縦免許 なし 同乗者 83歳																												
死傷者等	死亡 1人（同乗者）																												
損傷	不明（船体行方不明）																												
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 8m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m、水温 約15 本事故現場の南東方約1,223mに位置する東京湾海上交通センターの観音崎レーダー施設における観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>時刻 (時：分)</th> <th>平均風速 (m/s)</th> <th>風向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月31日</td> <td>10：55</td> <td>10.0</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11：10</td> <td>8.0</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11：25</td> <td>7.0</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11：40</td> <td>8.0</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11：55</td> <td>8.0</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12：10</td> <td>9.0</td> <td>北東</td> </tr> </tbody> </table>	日付	時刻 (時：分)	平均風速 (m/s)	風向	12月31日	10：55	10.0	北北東		11：10	8.0	北北東		11：25	7.0	北北東		11：40	8.0	北北東		11：55	8.0	北北東		12：10	9.0	北東
日付	時刻 (時：分)	平均風速 (m/s)	風向																										
12月31日	10：55	10.0	北北東																										
	11：10	8.0	北北東																										
	11：25	7.0	北北東																										
	11：40	8.0	北北東																										
	11：55	8.0	北北東																										
	12：10	9.0	北東																										

	12:25	10.0	北北東
	12:40	12.0	北北東
	12:55	13.0	北東
	13:10	10.0	北北東
	13:25	12.0	北北東

神奈川県横須賀市には、12月30日12時30分に強風波浪注意報が発表されており、本事故時も継続中であった。

全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による第二海堡（本事故発生場所の北方約2.8海里）の波浪観測値は、次のとおりであった。

時刻（時：分）	有義波 ^{*1} 波高（m）	波向
31日 11:20	0.81	SE
11:40	0.69	SSE
12:00	0.68	SSE

操縦者の観測

事故当時の観測値は、次のとおりであった。

風向	風速（m/s）	波高（m）
北東	10～15	1

事故の経過

本船は、操縦者が1人で乗り、友人1人が乗る別のミニポートとともに、釣りの目的で、令和元年12月31日11時00分ごろ、走水北東沖の釣り場に向けて伊勢山崎にあるホテル付近の砂浜を出発し、同釣り場に到着してそれぞれ投錨した後、釣りを開始した。

操縦者は、11時30分ごろ波による本船の動揺が大きくなってきたので、友人に声を掛け、釣りを止めて一緒に出発場所に戻ることにし揚錨を開始した。

操縦者は、揚錨中、ふと船尾方を見ると、友人のミニポートが転覆し、友人が海面に浮いているのを認め、急いで救助に向かい、本船に引き揚げた。

操縦者は、船尾部に腰を掛けて船外機を操作し、「救助した友人」（以下「同乗者」という。）を船首部で腰を掛けさせた後、転覆した同乗者のミニポートを本船でえい航しようと試みたものの、アンカーが海底に着いたまま船首が上方を向いた状態で浮いており、同ミニポートをえい航することができなかった。

本船は、操縦者が、同乗者のミニポートに目印となるブイを付けて、11時45分ごろ出発場所に向けようとして航行を開始したところ、波高約1.0mの波を船首方から受け、海水が船内に流入して転覆した。

^{*1} 「有義波」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいい、1/3最大波ともいう。

	<p>本船は、操縦者及び同乗者が落水してクーラーボックスに^{つか}まり、付近を通り掛かる船に救助されるのを待った。</p> <p>操縦者及び同乗者は、14時05分ごろ事故を目撃した者からの通報を受けて来援した神奈川県水難救済会所属の救助船及び海上保安庁の監視取締艇に救助された。</p> <p>同乗者は、救助直前までは意識があったが、救助時には意識がなくなり、横須賀市新港ふ頭に運ばれた後、通報を受けて到着した救急車で市内の病院に搬送されたものの、令和2年1月7日00時08分に死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>本船は、本事故の発生の連絡を受けて来援した海上保安庁の巡視艇によって捜索が行われたものの、行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者は、ミニボートで釣りを行った経験が約5～6年で、月に2回程度は本事故現場付近で釣りをしていた。</p> <p>操縦者は、出発した頃は海上が平穏であったものの、本事故当時、出港前に気象情報を入手していなかったため、天候の悪化を予測できず、波が高くなると思っていたいなかった。</p> <p>操縦者は、本船の乾舷（海面から舷縁までの高さ）が約0.3mで、乾舷が低いと感じており、同乗者を救助後、船体が重くなった状態で、さらに、乾舷が低くなり、出発時に比べて風が強まって波が高くなってきたので、船内に海水が流入しやすい状況だと思った。</p> <p>本船は、本事故当時、海面から舷縁までの高さが、船首尾共に約0.3mであった。</p> <p>操縦者及び同乗者は、救命胴衣をそれぞれ着用していた。</p> <p>操縦者及び同乗者は、共に防寒着を着用していた。</p> <p>操縦者及び同乗者は、共に防水型の携帯電話を所持していたが防水型とは認識しておらず濡れて使えないと思って、海上保安庁への通報を行っていなかった。</p> <p>国土交通省海事局の「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」によれば、ミニボートが安全に航行できるのは、波高は20cmまで、風速では4m/s以下が目安とされている。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、強風波浪注意報が発表されている状況下、操縦者が、走水北東沖において、波高約1.0mの波を船首方から受けて航行したことから、波が船首部の乾舷を越えて海水が船内に流入して滞留し、船首側に傾き転覆したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、出発した頃は海上が平穏であったものの、本事故当時、</p>

	<p>出発前に気象情報を入手していなかったことから、天候の悪化を予測できず、波が高くなると思っていたものと考えられる。</p> <p>本船は、操縦者が、同乗者を救助後、船体が重くなった状態で、さらに、乾舷が低くなったものと考えられる。</p> <p>同乗者の死因は、溺水であった。</p> <p>同乗者は、本船が転覆した後、救命胴衣を着用した状態で、落水し、海面を漂流していたことにより、溺死したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、強風波浪注意報が発表されている状況下、操縦者が、走水北東沖において、波高約1.0mの波を船首方から受けて航行したため、波が船首部の乾舷を越えて海水が船内に流入して滞留し、船首側に傾き転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートは、乾舷が低く、風と波の影響を受けやすいので、最新の気象情報を入手し、天候の悪化が予想される場合は、出航を控えるか、又は速やかに帰航すること。 ・操縦者は、海難その他の異常の事態が発生した場合、速やかに海上保安庁（緊急通報用電話番号：118番）に通報すること。 ・ミニボートには、サイドフロートなどを取り付けて、復原性を増すことが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

